



2010年1月19日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 クレハ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 岩 崎 隆 夫
コ ー ド 番 号 4 0 2 3 (東 証 ・ 大 証 第 一 部)
問 合 せ 先 広 報 ・ I R 部 長 数 井 明 生
(T E L 0 3 - 3 2 4 9 - 4 6 5 1)

慢性腎不全用剤「クレメジン」の後発品（「メルクメジン」、「球形吸着炭『マイラン』」
及び「キューカル」）に関する特許権侵害訴訟について（続報）

既に2007年2月14日に開示しましたとおり、当社は、当社製造の慢性腎不全用剤「クレメジン細粒分包2g」、「クレメジンカプセル200mg」の後発品に関し、後発品を製造・販売する日医工ファーマ株式会社（旧社名：テイコクメディックス株式会社。以下「日医工ファーマ」といいます。）及びマイラン製薬株式会社（旧社名：メルク製薬株式会社。以下「マイラン製薬」といいます。）ほか1社に対して、当社の保有する特許権（特許第3835698号、以下「当該特許権」といいます。）の侵害等を理由として、特許権侵害訴訟を提起しており、現在、知的財産高等裁判所において審理中です（これら特許権侵害訴訟の経過については、後記Ⅱ.をご参照下さい。）。

当該特許権に対しては、当該特許権は無効であると主張する日医工ファーマ及びマイラン製薬からそれぞれ特許無効審判の請求があり、特許庁から無効審判の請求を不成立とする審決が出された後、2009年4月3日に開示しましたとおり、知的財産高等裁判所において、両社からそれぞれ提起された審決取消訴訟につき、両社の各請求を棄却する判決が言い渡されておりました。その後両社はそれぞれ上告及び上告受理申立を行っていたところ、この度、2010年1月14日、最高裁判所は、両社の上告をそれぞれ棄却し、あわせて上告審として受理しないと決定しました。

すなわち、当該特許権は無効であるとの両社の主張は、特許庁・知的財産高等裁判所に続き、最高裁判所においても退けられましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

I - 1. 審決取消訴訟の対象となった特許無効審判（於：特許庁）について

(1) 審判請求の番号

- ① 無効2007-800108（審判請求人：日医工ファーマ）
- ② 無効2008-800042（審判請求人：マイラン製薬）

(2) 審決の内容

請求不成立(①、②ともに)。(①2008年1月23日、②2008年9月2日)

I - 2. 審決取消訴訟（於：知的財産高等裁判所）について

(1) 事件番号

- ① 平成20年（行ケ）第10065号（原告：日医工ファーマ）
- ② 平成20年（行ケ）第10358号（原告：マイラン製薬）

(2) 判決の内容

請求棄却(①、②ともに)。(2009年3月31日)

I - 3. 審決取消訴訟（於：最高裁判所）について

(1) 事件番号

- ① 平成21年（行ツ）第198号（上告人：日医工ファーマ）
平成21年（行ヒ）第240号（上告受理申立人：日医工ファーマ）
- ② 平成21年（行ツ）第195号（上告人：マイラン製薬）
平成21年（行ヒ）第237号（上告受理申立人：マイラン製薬）

(2) 決定の内容

上告棄却。本件を上告審として受理しない(①、②ともに)。(2010年1月14日)

II. 当社を原告とする特許権侵害訴訟について

(1) 訴訟提起日：2007年2月13日

- (イ)被告：日医工ファーマ
- (ロ)被告：マイラン製薬及び扶桑薬品工業株式会社

(2) 主な判決内容（於：東京地方裁判所）

(イ)について（2009年10月8日。同日に開示済み）

- (a) 損害賠償金53百万円余りの支払い

(ロ)について（2009年8月27日。同日に開示済み）

- (a) 「メルクメジン細粒」及び「メルクメジンカプセル200 mg」の製造・販売等の差止め
- (b) マイラン製薬株式会社及び扶桑薬品工業株式会社の占有する「メルクメジン細粒」及び「メルクメジンカプセル200 mg」の廃棄
- (c) 損害賠償金860百万円の支払い

(3) 今後の見通し

当該特許権侵害訴訟は、(イ)、(ロ)ともに、被告各社及び当社が控訴したことにより、現在、知的財産高等裁判所において審理中です（なお、(ロ)においては、名称変更後の製品「球形吸着炭細粒『マイラン』」及び「球形吸着炭カプセル200 mg『マイラン』」に関する審理も含まれています）が、当社としましては、今回の最高裁判所の判断が当該特許権侵害訴訟の結果にも正しく反映されるものと確信しております。当該特許権侵害訴訟の結果は判明次第、お知らせ致します。

以上